



家畜衛生だより

R3年度第9号（獣医師） R3年7月発行

南部家畜防疫協議会
（公社）千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の 処分期限まで残り約半年です！！

- ・病院、診療所、クリニックなど医療機関で使われているX線発生装置等には、PCBを含むコンデンサーが内蔵されている可能性があります。
- ・PCBは法律で定められた期限内に処分する必要があり、期限までに処分しないと罰則の対象となります。
- ・確認作業や処分手続には手間と時間がかかりますので、早めのご対応をお願いします。

★別添文書をご確認の上、ご不明な点はこちらへご相談ください

○千葉県環境生活部廃棄物指導課

→ ☎ 043-223-2757

○中間貯蔵・環境安全事業(株)（JESCO）

→ ☎ 03-5765-1927

診療施設に関する届出事項に 変更はありませんか??

届出事項に変更があった場合には、10日以内に変更届出書を提出することが獣医療法で義務づけられています。
以下の事項に変更があった場合は南部家畜保健衛生所まで変更届出書を提出してください。

- ・ 診療を行う獣医師
- ・ 開設者
- ・ 管理獣医師
- ・ 構造設備
- ・ 診療施設の名称
- ・ 診療の業務の種類

※内容により新規の開設届出が必要な場合があります。

詳しくは南部家畜保健衛生所（☎ 04-7092-2304）までお問い合わせください。

届出様式は以下の千葉県HPからダウンロードできます！



<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu3.html>